

介護保険 問合先 介護保険課

7月に送付します
第1号被保険者の

介護保険料決定通知書

令和2年度の第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、4月1日現在の世帯を基準に、昨年中の合計所得金額や住民税課税・非課税の状況をもとに決定し、7月初旬に各個人に通知書をお送りします。

■介護保険料の納付

介護保険料は7月に決定するため、4～6月を仮徴収期間といい、普通徴収（納付書や口座振替での納付）の場合は前年度最終時点の所得段階に応じた金額を、また特別徴収（年金からの差し引き）の場合は2月の介護保険料額と同額を納付していただきます。仮徴収期間の介護保険料額と、7月に送付する介護保険料額決定通知書に記載の介護保険料額（年間保険料額）との差額を7月～来年3月に納付していただきます。

保険料額（年額）

段階	対象者	基準額に対する割合（倍）	保険料（円）
本人非課税	1 生活保護受給者、世帯非課税で高齢福祉年金受給者および本人の前年合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	0.3	23,400
	2 世帯全員が非課税で本人の前年合計所得+課税年金収入が120万円以下の人	0.5	39,000
	3 世帯全員が非課税で第2段階以外の人	0.7	54,600
	4 世帯に課税者があり、本人の前年合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	0.9	70,200
	5 世帯に課税者があり、第4段階以外の人	基準額	78,000
本人課税	6 本人が課税で前年の合計所得金額が120万円未満	1.2	93,600
	7 120万円以上200万円未満	1.3	101,400
	8 200万円以上250万円未満	1.5	117,000
	9 250万円以上300万円未満	1.6	124,800
	10 300万円以上400万円未満	1.7	132,600
	11 400万円以上600万円未満	1.8	140,400
	12 600万円以上800万円未満	2.0	156,000
	13 800万円以上1,000万円未満	2.25	175,500
14 1,000万円以上	2.5	195,000	

■介護保険料の減免など

災害などで一時的に収入が減少したため保険料が納付できなかった場合などに、保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合があります。また、生活に困窮している世帯（生活保護を受けている世帯除く）で、次の条件にすべて該当する場合は、介護保険料の一部を減額します。

条件

- 被保険者の所得段階が第2段階以上で、世帯全員の年間収入合計額が基準額（1人世帯108万円、2人世帯以上は世帯員1人につき54万円を加算）以下である
- だれからも扶養されていない
- 活用できる資産がない
- 世帯全員の預貯金、国債、地方債、その他金融資産の元本の合計

金額が350万円を超えない

- 被保険者に介護保険料の滞納がない

減免内容

申請月以降の介護保険料を1段階下の所得段階保険料額に減額（申請が8月以降の場合は月割計算）

※減免には、申請書や資産調査の承諾書（家族全員分）などの提出が必要です。詳しくは問い合わせてください。

■新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免

- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入など（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入をいいます。）のいずれかが3割以上減少することが見込まれる方で、前年の事業収入などに係る所得以外の所得が400万円以下の人。
- ※詳しくは問い合わせてください。

■保険料の納付は納期限までに

納期限までに納付しない場合に、本来納付する保険料額に加え、督促手数料（80円）や延滞

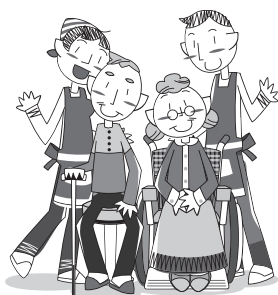
金が増加される場合があります。

また、介護認定を受けて介護サービスを利用する場合は、きちんと納付している人との公平性を保つために、納付していない期間に応じて「給付制限」措置を行うことになり、介護サービスを利用した際の一部負担金が増加したり、高額介護サービスなどの利用ができない期間が生じることがあります。

安心して介護サービスを利用するためにも、保険料の納付にご協力をお願いします。

■普通徴収で納付する人は

□口座振替のご利用を
□座振替を利用すると、納付のたびに金融機関に向く必要がなく、たいへん便利です。家族の口座からの引き落としによる納付もできます。



■介護保険負担割合証をお送りします

要支援・要介護認定を受けられている人へ、昨年中の所得状況・世帯状況をもとに負担割合を決定し、7月下旬頃に各個人に負担割合証をお送りします。介護保険のサービスを利用するときは、介護保険被保険者証とともに介護保険負担割合証が必要となります。

■利用者負担の割合

サービスを利用したときは、実際にかかるサービスの費用の1割、2割、または3割を負担します。

3割	①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯=340万円以上、2人以上世帯=463万円以上
2割	3割以外で③④の両方に該当する人 ③本人の合計所得金額が160万円以上 ④同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯=280万円以上、2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人

税
問合先 税務課

市税の納付について

7月31日(金)は固定資産税第2期分の納期限です。忘れずに納めましょう。

また、固定資産税・市市民税第1期分、軽自動車税全期分の納期限は過ぎていきますので、まだ納付していない人は、早めに納付してください。

なお、市税の納付には口座振替のご利用が便利です。

●納期限内に納めないこと

督促状(1通80円の手数料を徴収)により納付を促します。

また、本来納めるべき税額のほかに延滞金が増加され、負担が増えることになります。

●滞納が続くと

納期限までに納めた納税者との公平を保ち、大切な市税収入を確保するため、やむを得ず滞納している人の財産(不動産、給与、預貯金など)を調査のうえ差押えし、換価(公売・取立)するなどの滞納処分を行うこととなります。

しかし、これらの滞納処分は最終手段です。このようなこと

にならないよう、市税は納期限内に納付しましょう。

滞納処分の状況(件)

処分内容		平成29年度	平成30年度	令和元年度
差押	不動産	31	27	7
	預貯金など債権	583	528	711
交付要求		155	125	76
抵当権の設定		0	0	0
公売	不動産	0	3	0
	動産	26	8	1

税務署からのお知らせ

申請・問合先 泉佐野税務署
☎462-3471

■納税の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難である人は、一定の要件を満たす場合、税務署に申請することにより納税の猶予が認められます。

【国税局猶予相談センター】

大阪国税局管内(☎0120・527363)

受付時間 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日除く)

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。国税局猶予相談センターに問い合わせ

予相談センター」に問い合わせてください。



▲猶予制度 QRコード

■所得税及び復興特別所得税の予定納税(第1期分)

前年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めることとなります。

納期限については、7月31日(金)までとなっています。金融機関の窓口などで納付してください。振替納税をご利用の人は、納期限内に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。納期限前日までに預貯金残高をご確認ください。

なお、廃業・休業または業況不振などの理由により、令和2年6月30日の現況による令和2年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が、税務署

から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合などは、予定納税の減額申請をすることができません。

第1期分の予定納税の減額申請をする場合は、7月15日(水)までに「予定納税額の減額申請書」に必要事項を記載した上、所轄税務署に提出してください。

【訂正】

広報6月号18ページに掲載の「Pay Pay」と「LINE Pay」が利用できません」の記事の中で、納付可能対象の奨学金基金は取扱いができなくなりましたので、左記のとおり訂正します。

【誤】

納付可能対象 個人市市民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(償却資産含む)、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、奨学金基金

【正】

納付可能対象 個人市市民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(償却資産含む)、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料